

### 請戸川土地改良区管理施設使用契約書

請戸川土地改良区（以下「甲」という。）  
（以下「乙」という。）とは、土地改良区施設を本来の目的を妨げないで他の目的に使用することについて、次のとおり契約を締結する。

（信義誠意の義務）

第1条 甲・乙両者は、信義を重んじ誠実にこの契約を履行しなければならない。

第2条 甲は乙に対し使用させる施設は、次に掲げるものとする。

所在地	種別	数量	備考
大字 番地先	1 住宅雑排水放流	申請地から	まで
	2 雨水排水放流	延長	m
	3 その他 ( )	その他 ( )	

（排水放流の延長は申請地から河川までの区間とする。）

（使用期間）

第3条 この施設の使用期間は、平成 年 月 日からとし、期間満了前に乙より何等の申し出がない場合は、新たに1か年間契約したものとし以降この例による。

（契約金及び使用料）

第4条 この施設使用の契約金及び使用料は、土地改良施設使用規程別表2により 円とする。ただし、本年度の使用料は土地改良施設使用規程第10条第1項により、契約締結の月からとし 円とする。

2. 前項について甲から乙に請求があった場合、乙は無条件により承認後直ちに支払う。

（契約の取り消し）

第5条 甲は次の各号の一に該当するときは、本契約を解除することができる。

- （1）乙が本契約に定める義務を履行しないとき。
- （2）甲において、公用又は公共用に供するため、使用施設を必要とするとき。
- （3）その他、土地改良施設使用規程第8条により、使用承認の取消しがあったとき。

（使用施設の返還）

第6条 乙は使用期間が満了したとき又は、甲が前条の規定により本契約を解除したときは土地改良施設使用規程第8条により甲に返還しなければならない。

（損害賠償）

第7条 乙は、本契約に定める義務を履行しなしたため甲に損害を与えたときは、その損害額に相当する金額を損害賠償として、甲に支払わなければならない。

第8条 本契約について疑義が生じたとき又は本契約に定めない事項は、甲・乙協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し甲・乙記名押印のうえ各自その1通を保有するものとする。

平成 年 月 日

甲 福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目34番地  
請戸川土地改良区  
理事長 印

乙 住 所

(本人記入) 氏 名 印